

通知預金

(平成18年9月30日現在)

* 特色、重要事項、その他	
1. 預入日より7日間据え置けば、いつでもお引き出しが可能な便利な預金です。 お引き出しには2日前までに通知が必要です。(商品概要「5. 払戻方法」参照...解約制限)	
2. 預金保険制度の対象となります。万一金融機関が破綻した場合、決済用預金を除く当行預入の他の保護対象預金と合算して、1金融機関につき、預金者1人あたり、元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます。(くわしくは窓口までお問い合わせください。)	
3. 取扱い規定...「通知預金規定」を適用します。	
* 商品概要	
1. 商品名	・通知預金
2. ご利用いただける方	・法人および個人
3. 預入期間	・制限なし (ただし、7日間の据置期間が必要です。)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・30,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・解約時に一括して払い戻します(ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。)
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括して支払います。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算です。
7. 手数料	新規預入・払い戻し時の手数料は不要です。通帳・証書の再発行は当行所定の手数料が必要です。
8. 税区分	・個人のお客さま・・・分離課税(国税15%および地方税5%、合計20%) ただし、マル優ご利用の場合は非課税です。 ・法人のお客さま・・・総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。
9. 付加できる特約事項	・個人の方はマル優の取扱いができます。 ただし、平成18年1月1日のマル優の制度改定により、マル優の対象者は障害者等の方のみとなります。 (くわしくは窓口までお問い合わせください。)
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息により払い戻します。
11. その他参考となる事項	-